

事務連絡

令和 7年 2月 7日

宮崎県医師会長様

九州厚生局宮崎事務所長

地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準

に係る研修実績の届出について（ご連絡）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記施設基準につきましては、慢性疾患の指導に係る適切な研修について2年毎の届出が必要とされておりましたが、これまで「新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合、届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能」とされ、2年毎の届出が猶予されておりました。

この度、令和6年3月5日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」において、「当該特例については、令和7年4月5日に終了する。」とされ、研修にかかる届出が必要となり、別添のとおり対象の保険医療機関あて連絡しましたのでお知らせします。

つきましては、受講証明書等の発行等についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。



事務連絡

令和 7 年 2 月 7 日

保険医療機関 開設者 様

九州厚生局宮崎事務所長

地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準に係る研修実績の届出

について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記施設基準につきましては、「医療機関に、慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した医師を配置していること。」が要件とされております。

そのため慢性疾患の指導に係る適切な研修について 2 年毎の届出が必要とされておりましたが、これまで「新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合、届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能」とされ、2 年毎の届出が猶予されておりました。

この度、令和 6 年 3 月 5 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「令和 6 年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」において、「当該特例については、令和 7 年 4 月 5 日に終了する。」とされ、研修にかかる届出が必要となりました。

つきましては、貴保険医療機関の医師が受講した慢性疾患の指導に係る適切な研修の届出が必要ですので、令和7年3月31日までに提出をお願いします。

なお、研修内容につきましては「2年間で通算20時間以上の研修を受講すること。また、20時間の講習の中には、カリキュラムコードとして29認知能の障害、74高血圧症、75脂質異常症、76糖尿病を含んでおり、それぞれ1時間以上の研修を受講しなければならず、かつ服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれていなければならない。」とされています。

届出前に受講時間(通算20時間以上)やカリキュラムコード(各1時間以上)等に不足がないかを必ず確認の上、研修の届出の提出をお願いします。

期限までの届出がなかった場合、または受講要件(通算時間やカリキュラムコードの時間等)に不足がありますと施設基準を辞退して頂くこととなりますのでご注意願います。

(今後は、今回届出された月の翌月から2年毎の届出が必要となりますので、ご注意ください。)